

兵庫納税 ニュース

令和6年

2

No. 640

月号



P 2～4 兵庫税務署からのお知らせ

P 5 県からのお知らせ

P 6 市からのお知らせ

P 7～8 事業だより/
インフォメーション



『針供養』

- 神戸市兵庫区永沢町

阪島神社

裁縫に関わる人が使い古した針を納め、裁縫の上達を祈願する行事。当神社では江戸時代から毎年、事始めの2月8日に行われる。針は参加者によって感謝の念とともに針を休める意味でのやわらかい特製のこんにやくに刺した後、境内の針塚に奉納される。

発行所

公益社団法人兵庫納税協会

兵庫納税貯蓄組合連合会

発行人：大森 弘一

発行人：今津 貴次

編集人：岡崎 恵三

〒652-0802 神戸市兵庫区水木通2-2-3

電話(078) 577-2066 <https://www.nk-net.co.jp/hyogo/>
購読料：1部50円(購読料は会費に含まれる) 毎月1回1日発行





兵庫税務署からのお知らせ

灘・兵庫・長田・須磨・神戸税務署の 確定申告会場は「神戸サンボーホール」です

税務署内に確定申告会場は開設していません。

※ 作成済みの申告書等の受付は、税務署内の窓口でも行っております。

開設期間	受付時間	場所
令和6年 2月16日(金)～3月15日(金)	9時～16時	神戸サンボーホール (神戸市中央区浜辺通5丁目1-32) ・JR「三ノ宮」駅、阪急・阪神「神戸三宮」駅、地下鉄「三宮」駅 徒歩約10分 ・ポートライナー「貿易センター」駅すぐ
※ 2月25日(日)以外の土・日・祝日は開設していません。 ※ 会場では納税証明書の発行は、行ってありません(オンライン申請が可能です。) ※ 会場では納税はできません。 納税については、 振替納税やスマホアプリ納付などの便利な納付手段 をご利用ください。 (詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。) ※ 会場開設当初と確定申告期限間際は来場者数が増えることが予想されます。 ※ 会場専用の駐車場・駐輪場はありません ので公共交通機関をご利用ください。 ※ 神戸サンボーホールでは、電話によるお問合せはお受けしていません。		

～ 確定申告会場にご来場される方へ～

- ① 会場への入場には「入場整理券」が必要です。オンラインで事前発行が可能なほか、当日会場で配付します。
- ② 確定申告会場の来場者数によっては、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ③ 会場では、ご自分で申告書等の作成やスマートフォン・パソコンの操作をお願いしております。
- ④ **ご来場の際、お持ちの方はご自身のスマートフォン、マイナンバーカード及びパスワード※を持参ください。** (※ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)と署名用電子証明書(英数字6文字～16文字))

LINEアプリで国税庁公式アカウントを友だち追加すると、入場整理券の事前発行ができます。

友だち追加はこちらから！

申告書はご自宅等からも国税庁ホームページで作成できます！

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス www.keisan.nta.go.jp 作成コーナー

STEP 2 申告書を作成 画面の案内に従って金額などを入力するだけ！自動計算なので計算誤りがありません！

STEP 3 申告書を提出 スマホやパソコンから、e-Taxで送信して提出！（印刷して郵送等で提出することもできます。）

スマホ申告が簡単・便利です！

【確定申告書等作成コーナーの操作方法】
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (TEL) 0570-01-5901

おすすめ — マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード 読み取り対応のスマホ

マイナポータル連携なら…
各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力できます。
国税庁HP「マイナポータル連携特設ページ」はこちら→

※ パソコンの場合ICカードリーダーライターでも可

ID・パスワードをお持ちの方

ID・PWが目印

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

自宅からスマホで申告

簡単・便利

してみませんか？



スマホカメラで源泉徴収票を読み取りできます！

ご自宅で

確定申告期間は24時間いつでも利用可能
※ メンテナンス時間を除く

専用画面

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

自動計算

画面の案内に沿って入力するだけ

添付書類不要

書類の記載内容を入力・送信することで添付省略
※ 一部の書類は除く

持参・印刷・郵送不要

税務署への持参が不要
印刷・郵送代が不要

早期還付

還付金の振込みが早い
※ 3週間程度で還付
(書面提出の場合は4～6週間程度で還付)

他にもメリットあります！

- ・青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能
- ・マイナンバーカードの読取回数は原則1回※
※ 初めてマイナンバーカードを使用して確定申告を行う場合は、読取回数が2回になります。



大阪国税局業務センター神戸分室からのお知らせ

申告書の提出、納税の際は、管轄税務署をご確認ください！



給与所得者の場合、お勤め先の所在地ではなく、ご自宅の住所地が納税地となります。

納税地	管轄税務署	申告書・申請書等の郵送先	
三田市		650-8540 神戸市中央区港島中町2丁目1-10 神戸税関ポートアイランド出張所内 大阪国税局業務センター 神戸分室 行 書面の申告書・申請書等を、業務センターへ直接持ち込むことはできません。	
神戸市	兵庫区		兵庫
	北区		
	灘区		灘
	長田区		長田
	須磨区		須磨
	垂水区		
	中央区		神戸

(郵送の際は切り取ってご使用ください。)

※納税地が神戸市西区の方は明石・神戸市東灘区の方は芦屋が管轄税務署です。

国税の納付は

Go Digital

Go Cashless

キャッシュレス納付

ダイレクト納付

こんな方におすすめ!

- ☑ e-Taxを利用している方
- ☑ 源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

e-Taxで申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座から、**即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付**する手続です。

- ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続を行った上、ダイレクト納付利用届出書を提出していただく必要があります。個人の方は、e-Taxによる提出も可能です。
- 届出書の提出からご利用可能まで1か月程度（e-Taxでの提出は1週間程度）かかります。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。
- 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

振替納税による納付

こんな方におすすめ!

- ☑ 所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業主の方

納税者ご自身名義の預貯金口座からの**口座引落としにより自動的に納付**する手続です。

- 利用可能税目 ①「申告所得税及び復興特別所得税」
②「消費税及び地方消費税（個人事業者）」
- ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ振替依頼書を提出していただく必要があります。e-Taxによる提出も可能です。
- 領収証書は発行されません（納付状況は預貯金通帳等をご確認ください。）。

振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書(個人)は、e-Taxで提出できます!

▼オンライン提出(Web版)マニュアル(2,392KB)

▼オンライン提出(SP版)マニュアル(3,054KB)

パソコンやスマホからe-Taxソフト(WEB版・SP版)にログインし、必要事項を入力することで、**金融機関届出印の押印なし**にオンラインでの提出(電子証明書等添付不要)が可能です。



スマホアプリ納付

こんな方におすすめ!

- ☑ Pay払いを利用している方

スマートフォン決済専用のWebサイト（国税スマートフォン決済専用サイト）へアクセスし、**Pay払いで納付**する手続です。



- 納付しようとする金額が30万円以下の場合に利用することができます。
※ 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。
- アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
- 源泉所得税及び復興特別所得税（自主納付分）は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能です。
- 領収証書は発行されません（納付内容（PDF）データで納付情報をご確認ください。）。
- 金融機関やコンビニ、税務署の窓口では、Pay払いによる納付はできません。

 大阪国税局・税務署

その他の御質問・お問い合わせは 兵庫税務署 TEL (078) 576-5131 (代表)



個人事業税の申告について

申告が **不要** な方

- 所得税の確定申告
 - 市・県民税の申告
- をされた場合

↓
個人事業税の申告があったものとして取り扱われます

申告が **必要** な方

- 法人設立などで年の中途で事業を廃止したとき (廃業から1ヶ月以内)
- 事業主の死亡で年の中途で事業を廃止し、準確定申告を行わないとき (死亡から4ヶ月以内)

↓
期限までに県税事務所に申告してください

確定申告書 第二表 「事業税に関する事項」欄の記載について

個人事業税が課税になる事業所得などがある方は、該当項目があれば必ず記入してください！

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (①)

所得の種類	収入金額	必要経費等	差引金額
譲渡(短期)	500,000 円	1,000,000 円	▲500,000 円
譲渡(長期)			
一時			

※該当するにもかかわらず申告および記載がない場合は、事業税の各種控除が受けられませんのでご注意ください。



○ 住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等を含む配当所得の金額	非居住者	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	特別徴収	自分で納付	円	円	円	円
					○	○				

事業税	非課税所得など	番号	所得金額	損益通算の特例適用前の不動産所得	前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日
		不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額			事業用資産の譲渡損失など	○	
				500,000			

① 「不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額」欄

所得税で青色申告者に認められている「青色申告特別控除」は個人事業税では認められません。青色申告特別控除額を不動産所得から控除した場合は、その金額を記載してください。

② 「事業用資産の譲渡損失など」欄

事業税が課税される事業に使用していた機械装置、車両運搬具、工具器具備品など事業用資産をその事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡した場合で譲渡損失があれば記載してください。譲渡益と譲渡損がある場合は損益通算せず、損失額のみ記載してください。

③ 「前年中の開(廃)業」欄

事業主控除額は年間事業月数により算出することになっていますので、令和5年中に新たに事業を開始した場合、または事業を廃止した場合は、記入欄の「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記載してください。

お問合せ先

神戸県税事務所 個人課税課

☎ (078) 647-9139 (直通)

【お知らせ】「神戸県税事務所」と「西神戸県税事務所」は、「神戸県税事務所」に統合し、神戸市長田区二葉町5丁目1-32へ移転しています。送り先にはご注意ください。

市からのお知らせ

●令和6年度 市民税・県民税は郵送またはインターネットによる申告をお願いします●

(相談や質問は申告コールセンターへ)

★申告のご相談やお問い合わせ先★

神戸市申告コールセンター ☎ 078-600-9996
☎ 078-647-9560(市民税課)

【設置期間】令和6年1月25日(木)～3月22日(金)

【受付時間】午前9時～午後5時(土日祝除く)

※お電話がつながりにくい時期や時間帯がありますが、ご了承ください。



▲インターネット
申請はこちら

●申告相談会場開設についてのお知らせ●

【兵庫区役所2F】 2月27日(火)～2月29日(木)(土日祝除く)
午前9時～11時30分、午後1時15分～5時

【北区役所5F】 2月14日(水)～2月20日(火)(土日祝除く)
午前9時～11時30分、午後1時15分～5時

【北神区文化センター2F】 2月6日(火)～2月8日(木)
午前9時30分～11時30分、午後1時15分～4時

【新長田合同庁舎3F】 2月1日(木)～3月15日(金)(土日祝除く)
午前9時～11時30分、午後1時15分～5時

※ 昨年より期間が短くなっていますのでご注意ください。

★お問い合わせ先★

神戸市行財政局 市民税課 078-647-9364(兵庫区担当)
078-647-9368(北区担当)

◆インターネットでの市県民税申告書の提出方法

「e-KOBE(神戸市スマート申請システム)」を利用して、24時間申告書の提出ができます。
※不備等があった場合は申告手続きの差し戻しなどをメールにて通知します。必ずご確認ください。
詳しくは神戸市ホームページをご覧ください。

〈収入があった方・各種控除に該当する方〉

1. 申告書を作成する

「神戸市住民税額シミュレーションシステム」で申告書を作成して、パソコン・スマートフォン等に申告書(PDFデータ)を保存のうえ、必要事項を入力してください。

※紙で作成した申告書をスキャンまたは撮影いただいたデータでもお手続きができます。

2. 申告書をアップロードして提出する。

「e-KOBE(神戸市スマート申請システム)」で作成した申告書をアップロードして提出してください。

※紙の「申告の控え」は発行できません。マイページの申請内容照会で、申告内容や手続き状況を表示または印刷して「申告の控え」としてご利用ください。

※医療費控除の適用には「医療費控除の明細書」が必要です。

※本人確認書類が必要です。

〈収入がなかった方のみ〉

申告書を作成せずに、フォームに入力するだけで簡単に申告することができます。

■利用できる方

令和5年中に収入がない方で、扶養控除や医療費控除等の各種控除に該当しない方

※申告完了ページ又は申請内容照会ページより、申告内容を「申告書の控え」としてダウンロードできます。

決算説明会及び消費税申告説明会

12月6日みなとがわホールにて、個人事業者向けに開催。(決算説明会/市内5署及び協会、消費税申告説明会/市内4署及び協会の合同開催)インボイス制度開始後初の確定申告に向けて多くの方が参加され、講師の高木 徹税理士から決算のしかたや、消費税の課税取引金額計算表の作成などについて説明を受けました。

説明会後は、希望者を対象に「確定申告スマホ教室」も開催され、ご自身でのスマホからの確定申告操作などについて税務署職員からサポートを受けました。



決算期別法人実務者研修会

1月10日、神戸納税協会にて神戸市内4協会合同で開催。12～2月に決算期を迎える法人を対象に2部構成で行われました。

- 第1部「決算期別法人実務者研修会」
講師：公認会計士 鈴木基史氏
- 第2部「インボイス制度の実務について」
講師：神戸税務署 審理専門官(法人)



インフォメーション

お申込み・お問い合わせ TEL (078) 577-2066



2月の行事予定

2/1(木)	租税教室(神戸市立泉台小)
2/2(金)	税研会研修会(本会会議室)
2/6(火)	租税教室(神戸市立山田小) ◎ インボイス制度説明会 14:00～15:00 ◎ 登録要否相談会 15:00～16:00 ※消費税の仕組みから知りたい方向け 会場/本会会議室 お申込み 会場の収容人数の都合上、 事前予約制 とさせていただきます。開催日の前々日(土日祝を除く)17時までに下記までお申込みください。 【兵庫税務署法人課税第1部門 電話 078-576-1372】 当日、会場での登録申請手続きを希望される個人事業者の方は、 スマートフォン及びマイナンバーカード をご持参ください。(スマートフォン、マイナンバーカードをお持ちでない方は、書面による登録手続きも出来ますので、ボールペン等の筆記用具をご持参ください。)
	2/13(火)
2/16(金)	街頭PR活動(三田市郷の音ホール)
2/19(月)	協会の確定申告スタート



令和5年分 所得税確定申告相談予約

近畿税理士会兵庫支部から派遣を受けた税理士による所得税確定申告相談会場を開設します。

相談を希望される方は、**事前に日時をご予約のうえご利用ください。**

相談内容 個人事業者の所得税及び復興特別所得税の申告
※「消費税」「土地・建物・株式等売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行いません。

開設期間 2/19(月)～3/1(金)
※土・日・祝日(2/23◎)は休館日です。

受付時間 ①午前9時30分又は午前10時
②午前11時 ③午後1時 ④午後2時 ⑤午後3時

会場 本会会議室

相談料 (消費税込)
・会員の方は1件につき¥1,100
・会員でない方は1件につき¥2,750

○一日のご相談人数には限りがあるため、定員枠を超えた場合はご予約をお受けできない場合があります。

○受付時間ごとに数名の方の予約をお取りするため、相談開始までお待ちいただくことがあります。

新春講演会

2年連続



への可能性を探る!

～寄席支配人と実況アナの「二刀流」が日本一早い順位予想?!～

1月18日「楠公会館」において新春講演会を開催。朝日放送テレビ(株)アナウンサー兼神戸新開地喜楽館 初代支配人の伊藤史隆氏に寄席支配人に就任した思い、今年の阪神は連覇なるか、などについてご講演いただきました。



新春

アレへの可能性
講師 伊藤

街の賑わいを「笑い」で取り戻したい 出身は名古屋ですが、神戸との縁は神戸大学入学時から。大学では落研所属(高座名は「拡益亭喜富(かくえきていきつぶ)」)で、朝日放送入社後は落語番組も担当していた縁で、定年後アナウンサー再雇用となった同時期に見習いを経て喜楽館の支配人に。いわば大谷翔平さんと同じ二刀流ですね。収入はだいぶ違いますが(笑)。

神戸の街は落語の笑いが良く似合う 寄席は大人の笑い、嗜みであり、座っているだけでその世界に入り込め、想像力の豊かさで楽しめる「大人のUSJ」だと思っています。ぜひ新開地の街に来て、心に沁みる温かな笑いを堪能してください。

数々のプロ野球名実況で関西の野球ファンから支持を集める伊藤氏が阪神快進撃を分析

阪神タイガース「アレンパ」なるか? 昨年の勝率6割越えはセ・リーグでは6年ぶり。去年の阪神38年ぶりの優勝では前回優勝時との共通点と相違点がある。共通点は監督の移り変わりの妙。タイプの異なる指揮官が徐々にチームを作り上げていき、最終的に2回とも岡田監督で花開いた。相違点は補強の方法。20年前はFAや外国人選手が多かったが、今はほぼドラフトのみで若手が多く、育成も上手くいっている。皆が投打走の自分の得意な分野で力を発揮した。野球ってなかなか差がつかないスポーツなんですけど、私は阪神タイガースはアレンパすると思います。



納税協会の経営者大型総合保険制度
広げよう
納税協会の輪

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、納税協会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIIDO 大同生命保険株式会社

神戸支店/兵庫県 神戸市中央区栄町通1-2-7(大同生命神戸ビル4F)
TEL 078-392-3151

AIG AIG損害保険株式会社

神戸支店/兵庫県 神戸市中央区小野柄通3-2-22(AIG神戸ビル3F)
TEL 078-570-4300

F-2019-1018(2019年8月27日)
19-073027 2021-8